

簡易公募型競争入札方式における手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成27年4月6日

支出負担行為担当官 沖縄総合事務局開発建設部長 小平田 浩司

1. 業務概要

(1) 業務名 平成27年度道路案内円滑化及びその他資料作成業務
(電子入札対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、沖縄県内の道路標識の整備向上及び表示内容の充実を図ることを目的に道路標識に関する各種資料作成等を行う業務である。

また、交通安全事業に関する各種資料作成等を行うものである。

主な業務内容は、以下のとおりである。

業務内容

1. 道路標識関係資料の作成

(1) 追加要請著名地点等に関する登録要件の確認及び資料作成

① 追加著名地点に関する登録要件の整理

追加要請のある著名地点（3箇所を想定）について基準に適合しているか確認を行う。また、英語標記についても確認を行う。

② 目標地に関する基準の適合確認

追加要請のある目標地（3箇所を想定）について基準に適合しているか確認を行う。

③ ローマ字（英語）表記の確認

①、②のローマ字（英語）表記の確認を行う。

④ 委員会資料作成

①②について道路標識適正化委員会に諮る資料作成を行う。

(2) 道路標識適正化委員会の運営補助

道路標識適正化委員会の運営補助を行う。

会議の回数及び参加予定者は次のとおりとする。

なお、会議場所は、沖縄総合事務局会議室で行うものとする。

① 道路標識適正化委員会・・・・・・・・・・1回（2時間／回、各道路管理者）

②道路標識適正化委員会（幹事会）・・・1回（2時間／回、各道路管理者）

③道路標識適正化委員会（作業部会）・・・1回（2時間／回、各道路管理者）

④ローマ字（英語）表示検討会・・・・・・・1回（2時間／回、有識者含む）

※有識者には、大学教授相当1名、准教授相当4名、助手相当2名を想定

（3）道路案内標識各種資料の更新

沖縄総合事務局開発建設部ホームページ「道路部門ポータルサイト・道路案内標識について」に掲載されている資料の更新を行う。

① 交差点名称標識調書の更新

交差点名称標識調書（平成21年度作成）の更新を行う。

なお、対象は、補助国道、主要地方道、県道とする。

②道路案内標識位置図の更新

交差点名称標識調書（平成20年度作成）の更新及び交差点の追加を行う。

なお、対象は、補助国道、主要地方道、県道とする。

③著名地点案内経路の更新

・道の駅「ぎのざ」の追加

2. 区画線設置工事共通仕様書改訂案作成

過年度に策定された「区画線設置工事共通仕様書（平成15年3月）」について、現場での施工状況や最新基準等を踏まえた改訂案を作成する。なお、改訂にあたっては、関係機関等へのヒアリング（3機関程度を想定）の他、業務遂行上必要な資料収集も含むものとする。

3. 沖縄県交通安全マネジメント検討会の運営補助

平成22年11月設置の「沖縄県交通安全マネジメント検討会」の運営補助を行う。

会議の回数及び参加予定者は次のとおりとする。

なお、会議場所は、沖縄総合事務局会議室で行うものとする。

また、検討会に諮る議題資料は、別業務で作成した資料を発注者より提供するものとし、本業務では全体とりまとめを行うものとする。

①沖縄県交通安全マネジメント検討会・・・・・・・1回（2時間／回、有識者・各道路管理者）

※有識者には、大学准教授相当1名を想定

4. 報告書の作成

本業務全体についてとりまとめ報告書を作成する。

- (3) 履行期間 契約締結の翌日～平成28年3月31日まで
- (4) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本業務は、予算決算及び会計令第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回って落札した場合、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。
- (7) 本業務は、予定価格が500万円を超えて、1,000万円以下の業務においては、調査基準価格の算定式に準じて算定した価格（以下、「品質確保基準価格」という。）を定めるとともに、その価格を下回って受注した場合、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。

2. 指名されるために必要な要件

入札参加者は、2-1に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

2-1 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から土木関係建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、沖縄総合事務局から受けた者（当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。）でないこと。

2-2. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得（以下「競争契約入札心得」という。）第4条の3第2項の規程に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が

更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

①親会社と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-3. 入札参加者を指名するための基準

沖縄総合事務局競争参加者選定要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第一係

電話098-866-0031

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は電子入札システムから入手するものとする。(ただし、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記3.(1)にて交付する。

交付期間：平成27年4月6日(月)から平成27年5月7日(木)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時00分～17時15分まで。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2-1.(2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者及び申請中の者とする。

(4) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成27年4月13日(月)17時15分(必着)

提出場所：上記3.(1)に同じ

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札による場合は、紙により沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第一係に持参すること。

入札日時：締め切りは平成27年5月7日（木）12時00分（必着）

開札日時：平成27年5月8日（金）10時00分

開札場所：沖縄総合事務局開発建設部 入札室

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者の入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(5) 本業務は、調査基準価格又は品質確保基準価格を下回って落札した場合は、その業務の品質を確保するための対策として、第三者照査の実施の義務づけを行うものである。

なお、内容については、特記仕様書によるものとする。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。

(9) 詳細は入札説明書による。